

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年11月16日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

大熊総務課長 それでは、本日は私から2件御報告とお知らせがございます。

まず、1件目でございますが、原子力規制庁の職員の懲戒処分を行いましたので、御報告をさせていただきます。

本日、原子力規制部の課長補佐級の職員を、公務外の私用上の行為につきまして停職6月の処分といたしました。本件職員は、本年9月15日の未明に、歩道上におきまして、被害者の男性に対しましてカッターナイフでその首付近を切りつけ、全治2週間を要する傷害を負わせ、通報により駆けつけた警察官に逮捕されたものでございます。

原子力規制庁の職員がこのような不祥事を起こしましたことは、まことに遺憾でございます。職員に対しまして服務規律の遵守を徹底してまいります。

次に、お手元の広報日程に基づきまして、補足説明をさせていただきます。

1ページ目については、追加の情報は特にございませぬ。

2ページ目でございます。11月20日火曜日、(4)第248回の核燃料施設等に関する審査会合、こちらが午前中に開催される予定でございます。

議題といたしましては、記載されておりますように、原子力研究開発機構の試験研究用等原子炉施設（常陽）に関する審査が予定されております。こちらの常陽につきましては、先日10月26日に補正が提出をされたところでございます。こちらの概要について、説明をお聞きすることを予定しております。

次に、その下(5)第652回の審査会合が午後開催される予定となっております。審査の対象としては2件予定されてございます。

まず、1件目といたしまして、東北電力・女川原子力発電所2号炉の審査が予定されております。内容といたしましては、建屋等の土木構築物の評価について、審査を行う予定でございます。

次に、2件目といたしまして、関西電力、四国電力、九州電力、これらの火山灰対策に係る保安規定の変更についての審査を行う予定でございます。こちらは前回に引き続いてのコメント回答を行う予定でございます。

次に、その下(6)第249回の核燃料施設等に係る審査会合の開催が午後予定されて

おります。先ほどの審査会合と並行して開催される予定でございます。

こちらの議題は、リサイクル燃料貯蔵の使用済燃料貯蔵施設についての審査が予定されております。内容といたしましては、津波対策につきまして、前回に引き続いて審査が行われる予定でございます。

次に、3ページ目でございます。こちらは日程としては11月21日水曜日の予定になります。(9)第34回技術情報検討会が午後に開催される予定であります。こちらは議題に記載されておりますように、事故・トラブル情報、また、調査・研究から得られる最新知見、また、規制活動等から得られた知見、これらのそれぞれにつきまして、規制反映の要否のスクリーニングという視点から報告が行われる予定でございます。

私からの御報告、御説明は以上でございます。

< 質疑応答 >

司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。ヨシノさん。

記者 テレビ朝日、ヨシノです。

1点だけ。20日の常陽の審査会合ですけれども、これは補正を出した内容についてJAEAが説明して、それについて意見交換といいますが、やるという感じで、1時間で終わるという感じですか。

大熊総務課長 今、お話しいただいたような形が想定されております。内容について今は詳しく申し上げませんが、従前の申請について、問題・課題があるということで指摘をしており、それに対する補正が提出されたということで、それについての説明を受けて、それを受けて、今後、審査をどう進めていくのかといったことについて、方針が出せればということになるかと思えます。

記者 多分、時間的に見て、何か意見交換というよりは、補正の中身の説明をして、今後どう進めていくかというところで終わってしまう感じですか。

大熊総務課長 まさに今おっしゃったようなことかと思えますので、時間については、それほど長くかからないのではないかと考えております。

記者 ありがとうございます。

司会 ほか、ございますか。オオサキさん。

記者 NHKのオオサキです。

懲戒処分についてですけれども、今回、こういう事案が起きて、9月に起きたということで処分までは2ヶ月近くかかっているわけですが、この間も含めて何か具体的に庁内で対応等をとられているのか、あるいは今後、何かしら注意等のあれがあるのか。あと、処分が停職6ヶ月ということについての基準について、もう少し教えていただけ

ればと思います。

大熊総務課長 御質問は幾つかの要素があろうかと存じます。

9月に事件が発生しまして、本日の処分ということになったわけですが、これは、この間、事実関係の確認等に時間を要したということでございます。今週の火曜日、13日に初公判がありまして、そこで事実認定についての議論があり、本人が控訴事実を認めたということで、それに基づいて、手続の上、本日処分を行ったということであります。

その間の対応についての御質問があったかと存じます。冒頭申し上げましたように、こうした不祥事があったということはまことに遺憾でございます。再発を防ぐという観点で服務規律の徹底を図っていかなければいけないと考えております。事件が発生した直後に、まず直ちに長官から全職員に対して服務規律の徹底という観点で周知徹底の連絡を行ったところでございます。

今回の処分ということをおこなったので、今後、これまで以上に服務規律の徹底ということについて、強化しながら取り組んでいくということで考えております。研修の強化ですとか全職員向けの周知徹底、これを具体的な方法を検討しまして、早急に実施していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、最後に、処分の内容についてのお尋ねもあったかと存じます。これは、こうした懲戒処分についても、様々な事案、そういうものと比較考慮いたしましてこうした判断を行っているということでございます。

司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- 了 -